

# ひとり親家庭への支援

## ひよこ ひとり親家庭の手当

児童扶養手当 遺児手当



問 こども部 子育て支援室 ☎23-6150 FAX23-7279

▶ **対象** 両親または父親もしくは母親のどちらかがいない(父または母が重度障がい者を含む)児童を養育しているかた(所得制限があり、また、施設入所児童は除かれます)

▶ **支給月** 奇数月

	受給期間	支給金額
児童扶養手当	申請した月の翌月から子どもが18歳到達の年度末まで(心身に中度以上の障がいのある児童は20歳未満)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童1人の場合 44,140円 44,130円～10,410円(一部支給)</li> <li>● 加算 2人目 10,420円 10,410円～5,210円(一部支給)</li> <li>● 加算 3人目以降 6,250円 6,240円～3,130円(一部支給)</li> </ul> ※支給開始から5年、または支給要件に該当した月から7年を経過すると減額になる場合があります。
愛知県遺児手当	申請した月から5年経過するまで(18歳到達の年度末まで)	児童1人につき 4,350円(3年経過するまで) 2,175円(4年目以降)
岡崎市遺児手当	申請した月の翌月から子どもが18歳到達の年度末まで	児童1人につき 2,500円

ひとり親家庭への支援



### 子どもと遊ぼう

親は膝を曲げて座ります(体操座り)。子どもを膝のてっぺんに座らせ、親の足先に向けて滑らせます。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

## 母子家庭等医療費助成



問 福祉部 医療助成室 ☎23-6148 FAX27-1160

### ▶対象

- 配偶者のいないかた（配偶者が一定の障がいの状態にあるかたを含む）で18歳以下の児童を現に扶養しているかた及びその児童または父母のいない児童
- 父または母の前年所得（養育費を受けているときは養育費の8割を所得に加算します。）が児童扶養手当所得制限額未満のかた

### ▶助成内容

保険診療による医療費の一部負担金（保険のきかない費用や入院時食事代は自己負担）

※「母子家庭等医療費受給者証」の交付手続きを行ってください。

※愛知県内の保険医療機関に受診するとき、健康保険証等と一緒に受給者証を窓口に表示することにより、自己負担せずに医療を受けることができます。

※県外の保険医療機関での受診、保険証未提示での受診は申請による払い戻しとなります。

## ひとり親家庭相談



問 こども部 子育て支援室 ☎23-6769 FAX23-7279

▶対象 離婚を考えているかたや、ひとり親家庭のかた

▶内容 生活の安定のための相談や養育費についての相談、ひとり親家庭に関係する制度の説明などを行っています。

## ひとり親家庭のかたの就業支援



問 こども部 子育て支援室 ☎23-6769 FAX23-7279

### 職業紹介・講習会

▶対象 ひとり親家庭のかた（内容により対象者が異なります）

▶内容 無料職業紹介、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスなどを行っています。※愛知県母子寡婦福祉連合会に事業委託

## 岡崎市ひとり親家庭支援LINE



問 こども部 子育て支援室 ☎23-6769 FAX23-7279

▶対象 ひとり親家庭のかた

▶内容 各種給付金制度や貸付制度、ひとり親家庭向けの講習会などに関する有益な情報を配信します。

# 自立支援給付金制度

※受講開始前に申請が必要です。



問 こども部 子育て支援室 ☎23-6769 FAX23-7279

- ▶ **共通要件** 母子家庭の母・父子家庭の父で、市内に住所を有し、児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準であるかた

## 自立支援教育訓練給付金

- ▶ **対象** 共通要件
- ▶ **内容** 就職に役立つ技能や資格取得のための各講座（雇用保険制度の指定講座）を受講した場合に支給します。

## 高等職業訓練促進給付金

- ▶ **対象** 共通要件及び1年以上の養成機関で資格の取得が見込まれるかた
- ※新型コロナウイルス感染症の影響拡大への緊急支援策として、令和5年度も引き続き対象資格が拡充しております。お問い合わせください。
- ▶ **内容** 就業に有利な看護師（准看含む）・介護福祉士・保育士等の資格取得を促進するために養成機関で修業した場合に一定期間について支給します。
- ※場合によっては支給できないことがありますので、受験する前にご相談ください。

## 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

- ▶ **対象** 共通要件及びひとり親家庭で扶養されている20歳未満の児童  
就業経験、技能、資格の取得状況等から高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められるかた
- ▶ **内容** 高等学校卒業程度認定試験合格を目指して対策講座（通信講座を含む）を受講した場合に、その費用の一部を支給します。

# 母子父子寡婦福祉資金の貸付

問 こども部 子育て支援室 ☎23-6769 FAX23-7279



母子家庭、父子家庭及び寡婦のかたの生活の安定と児童福祉の増進のため、暮らしに必要な資金の貸付けを行っています。

既に支払済の場合は貸付の対象とならないなど、その他条件がいくつかありますので事前にお問い合わせください。